

大阪市路上喫煙の防止に関する条例 改正の概要について

大阪市環境局

1 条例改正の理由

- 大阪市では、市民の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、道路、公園、広場その他の公共の場所で、路上喫煙をしないよう努力義務を定めるとともに、路上喫煙禁止地区（現在6地区）においては、路上喫煙防止指導員が巡回し、路上喫煙を現認した場合、罰則として1,000円の過料を徴収している。
- 国際観光都市をめざしている本市にとって、2025年の大阪・関西万博の開催は重要なマイルストーンであり、その開催理念である「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現という理念に照らすと、市内全域での路上喫煙禁止に向けて取組を進める必要があることから、条例を改正することとした。

2 改正までの経過

- ・令和4年7月13日 路上喫煙対策委員会への諮問
- ・令和4年10月7日 路上喫煙対策委員会からの中間答申
- ・令和5年8月7日～9月6日 意見募集（パブリック・コメント）の実施
意見提出総数448通（延べ545件の意見）
- ・令和5年12月26日 路上喫煙対策委員会からの最終答申
- ・令和6年2月22日 改正条例案の上程
- ・令和6年3月1日 建設港湾委員会へ付託（議案第84号）
- ・令和6年3月26日 建設港湾委員会にて附帯決議を付して原案可決
- ・令和6年3月27日 本会議にて附帯決議を付して原案可決

3 主な改正内容

1 市内全域での路上喫煙禁止

これまでの路上喫煙禁止地区のみとしていた路上喫煙禁止に係る区域を、道路等のうち、本市が管理する区域及び市長が指定する区域に改め、その実効性を担保するために違反者に対し過料を徴収する。

2 合意に基づく私有地の路上喫煙禁止区域への指定

上記の市長が指定する区域は、管理について権原を有する者との合意に基づいて指定する旨を追加する。

3 主な改正内容

3 加熱式たばこの規制対象への追加

平成19年の条例制定当時は一般的ではなかった加熱式たばこが普及してきた状況を踏まえ、健康増進法に準じ、条例で定めるたばこの定義を加えるとともに、喫煙の定義についても加える。

4 本市の責務として「分煙施設の整備」を追加

たばこの煙火による不快感及び火傷等の被害並びに吸い殻の投げ捨ての原因となる路上喫煙の防止に必要な施策として、本市が推進すべき必要性の高い施策の代表的なものを明確化するため「分煙施設の整備」の文言を追加する。

大阪市路上喫煙の防止に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市路上喫煙の防止に関する条例（平成19年大阪市条例第54号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>たばこの煙火による不快感及び火傷等の被害並びに吸い殻の投げ捨ての原因となる路上喫煙の防止</u>について、本市及び市民等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保するとともに、<u>国際観光都市にふさわしい環境美化を推進すること</u>を目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p><u>3 この条例において「たばこ」とは、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>路上喫煙の防止</u>について、本市及び市民等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>4</u> この条例において「喫煙」とは、人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させることをいう。</p>	<p>[新設]</p>
<p><u>5・6</u> [略]</p>	<p><u>3・4</u> [同左]</p>
<p>（本市の責務）</p>	<p>（本市の責務）</p>
<p>第3条 本市は、この条例の目的を達成するため、市民等への啓発、市民等の自主的な活動の<u>支援、分煙施設の整備</u>その他路上喫煙の防止のために必要な施策を実施するものとする。</p>	<p>第3条 本市は、この条例の目的を達成するため、市民等への啓発、市民等の自主的な活動の<u>支援</u>その他路上喫煙の防止のために必要な施策を実施するものとする。</p>
<p>[削る]</p>	<p>（路上喫煙禁止地区の指定）</p>
<p>[削る]</p>	<p><u>第5条</u> 市長は、路上喫煙による被害が特に発生するおそれがあると認める区域を路上喫煙禁止地区として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定は、時間を限って行うことができる。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により路上喫煙禁止地区を指定しようとするときは、あらかじめ大阪市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）の意見を聞くものとする。</p> <p>4 市長は、第1項の規定により路上喫煙禁止地区を指定するときは、その旨（第2項の規定により時間を限って指定する場合には、その旨を含む。）並びにその地区及び指定年月日を告示するとともに、市民等に周知するよう努めるものとする。</p> <p>（路上喫煙禁止地区の指定の変更等）</p> <p><u>第6条</u> 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止地区の指定を変更し、又は解</p>

	除することができる。
2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による路上喫煙禁止地区の指定の変更又は解除について準用する。	
(路上喫煙の禁止)	(路上喫煙の禁止)
<u>第5条</u> 市民等は、 <u>次に掲げる区域内</u> において路上喫煙をしてはならない。	<u>第7条</u> 市民等は、 <u>路上喫煙禁止地区内</u> において路上喫煙をしてはならない。
(1) <u>道路等のうち、本市が管理する区域</u>	[新設]
(2) <u>道路等（前号に掲げる区域を除く。）のうち、市長が指定する区域</u>	[新設]
(区域の指定)	
<u>第6条</u> 前条第2号の指定は、当該道路等を管理する権原を有する者との合意に基づき行うものとする。	[新設]
2 前条第2号の指定は、時間を使って行うことができる。	
(区域の指定に係る周知等)	
<u>第7条</u> 市長は、 <u>第5条第2号の指定</u> をするときは、その旨（前条第2項の規定により時間を限って指定する場合には、その旨を含む。）並びにその区域及び指定年月日を告示するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により市民等に周知しなければならない。	[新設]
2 市長は、 <u>第5条に規定する区域</u> における路上喫煙が同条の規定により禁止されていることを明らかにするために必要な措置を講じなければならない。	
(区域の指定の変更等)	
<u>第8条</u> 市長は、 <u>第5条第2号の指定</u> を受けた道路等を管理する権原を有する者から申	[新設]

<p><u>出があったときその他必要があると認めるときは、同号の指定を変更し、又は解除するものとする。</u></p>	
<p><u>2 前条第1項の規定は、前項の規定による指定の変更又は解除について準用する。</u></p> <p>(委員会)</p>	
<p><u>第9条 路上喫煙の防止に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、大阪市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p>	<p>(委員会)</p> <p><u>第8条 第5条第1項の規定による路上喫煙禁止地区の指定又は第6条第1項の規定による路上喫煙禁止地区の指定の変更若しくは解除について、市長の諮問に応じて調査審議するため、委員会を置く。</u></p>
<p><u>2 委員会は、前項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。</u></p>	<p><u>2 委員会は、前項に定めるもののほか、路上喫煙の防止の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するとともに、市長に意見を述べることができる。</u></p>
<p>[3 ~ 6 略]</p> <p>(罰則)</p>	<p>[3 ~ 6 同左]</p> <p>(罰則)</p>
<p><u>第10条 第5条の規定に違反した者は、1,000円の過料に処する。</u></p> <p>(施行の細目)</p>	<p><u>第9条 第7条の規定に違反した者は、1,000円の過料に処する。</u></p> <p>(施行の細目)</p>
<p><u>第11条 [略]</u></p>	<p><u>第10条 [同左]</u></p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- この条例の施行期日は、市長が定める。
- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大阪市路上喫煙の防止に関する条例第5条第1項の規定により路上喫煙禁止地区として指定されている区域（本市が管理するものを除く。）は、この条例による改正後の大阪市路上喫煙の防止に関する条例第5条第2号の指定をされた区域とみなす。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年2月22日提出

大阪市長 横山英幸

説明

たばこの煙火による不快感及び火傷等の被害並びに吸い殻の投げ捨ての原因となる路上喫煙を防止し、国際観光都市にふさわしい環境美化を推進するため、市内全域において本市が管理する道路等における喫煙を禁止するとともに、路上喫煙の防止等に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

附 帯 決 議

大阪・関西万博の開催を見据え国際観光都市にふさわしい環境美化を推進することを目的として、市内全域の路上喫煙禁止に取り組むにあたり、以下の事項に留意すること。

1. 条例施行までに、目標である 140 箇所の喫煙所を確実に確保すること。
2. 民間に頼るだけでなく行政としても責任をもって市民の安心、安全及び快適な生活環境を確保できるよう整備していくこと。
3. 路上喫煙防止指導員による啓発指導及び過料処分をより一層強化すること。
4. 禁止場所であることの啓発表示について、道路、広場、公園等の管理者と連携して取り組むこと。
5. 市民の方々はもちろん、インバウンドも含めた観光客にしっかりと届くよう、SNSや動画配信など様々な啓発手法を用いて積極的にPRを進めること。